

完全版

家族信託の「おやとこ」

家族信託 ガイドブック

この1冊でまるっと分かる！



＼ 無料相談 受付中 /

電話で無料相談する



0120-214-097

通話料無料 相談だけでもOKです！

WEBで
無料相談を
予約する



目次

家族信託とは	04
家族信託チェックリスト	08
家族信託 事例紹介	10
成年後見制度	13
家族信託にかかる費用	15
家族信託の「おやとこ」	21
お客様の声	22
無料相談会のご案内	24
よくある質問	25
会社概要	29

認知症で **資産凍結** になる？

認知症で判断能力を喪失すると、**預金の引き出し**や**不動産売買、相続対策**などができなくなります。

預金が
引き出せない



不動産が
売却できない



相続対策が
できない



～家族でも資産を自由に動かせなくなる～



「資産凍結」の状態に陥ると
以下のようなリスクがあります

介護・入院費用などを親の代わりに
支払う必要があり大きな負担になる



まとまった金額が動かせず
介護・入院費や生活費などで困る



認知症による資産凍結から親を守る

家族信託

自分の財産の管理権限を、家族などに任せることで
認知症による資産凍結を防ぐ制度です



「認知症」は他人事ではありません！

高齢化社会の現在、
誰もが認知症になる
可能性を持っています。

決して他人事ではない
今だからこそ、

家族信託を検討してみませんか？

高齢者の
8人に1人が
認知症※

※出典：内閣府「令和7年版高齢社会白書」をもとに当社にて作成



ひと目でわかる！

～家族信託のしくみ～

01 財産管理を託す



02

本人の意思に沿い
財産の管理・運用
をする

03

信託財産から
生活費・介護費など
給付する

託された財産



～ 家族信託の登場人物 ～

委託者

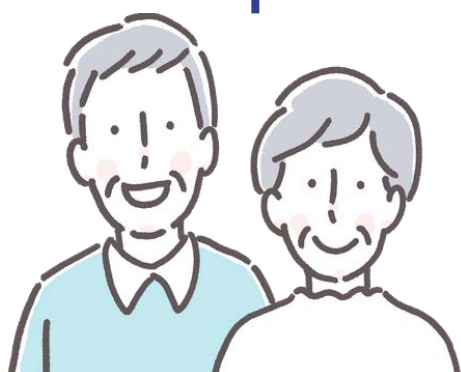
.....
財産を
託す人

受益者

.....
利益を
受ける人

受託者

.....
財産を
管理する人



親

認知症による
資産凍結を防ぐ本人



子

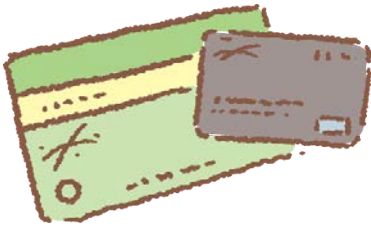
財産管理を
親のために行う人

※子ども以外の第三者（例：配偶者・甥・姪など）でも、
受託者になることができます。

～託せる『財産』とは～

信託財産はご状況によって柔軟に検討

**金銭・不動産のほかに
有価証券などの信託も可能です**



Q

全財産を信託しないといけない？

A

預金を一部のみ、また将来的に売却を検討している不動産のみを信託財産とするというのも選択肢のひとつです。**「資産凍結されては困る財産」**を中心に考えると良いでしょう。

Q

どんな財産でも家族信託できる？

A

法律上信託できない財産や、実務上信託が難しい財産もあります。例えば、**「農地」「年金」**など。



我が家は家族信託を検討すべき？

家族信託 チェックリスト



当てはまるものがあれば、家族信託の検討をオススメします！

Q 親御さんのご状況はいかがですか？

- ☐ 親が高齢になり心配している
- ☐ 親の物忘れが多くなってきた



Q 現在のご状況はいかがですか？

- ☐ 実家が共有名義になっている
- ☐ 親が収益物件を保有している
- ☐ 親が所有する自宅の売却を検討している
- ☐ 将来、親の介護施設への入居を考えている
- ☐ 親が認知症になった際は家族でサポートしたいと考えている

そもそも

子どもなら家族信託しなくても
親の代わりに財産を動かさないの？

• Answer

原則できません。

解説



家族信託コンサルタント
梶原 隆央

近年では振り込め詐欺対策などで
ルールが厳しくなっています。

- ☑ 本人が銀行の窓口へ来ること
- ☑ 本人の意思確認が取れること

などが厳格にチェックされることがあります。

なんらかの対策をしないと
資産凍結のリスクは高いと言えます。



…………… お客様の状況 ……………

- ・最近父の認知機能に心配がある（物忘れが増えてきた）
- ・介護施設に入居する予定
- ・施設入居費用を捻出するため、実家を売却したい
- ・不動産会社から、将来的に父の認知症が進行した場合、売買契約が締結できない可能性がある旨を伝えられた

家族構成



財産内容



不動産

介護費用捻出のために
売却したい

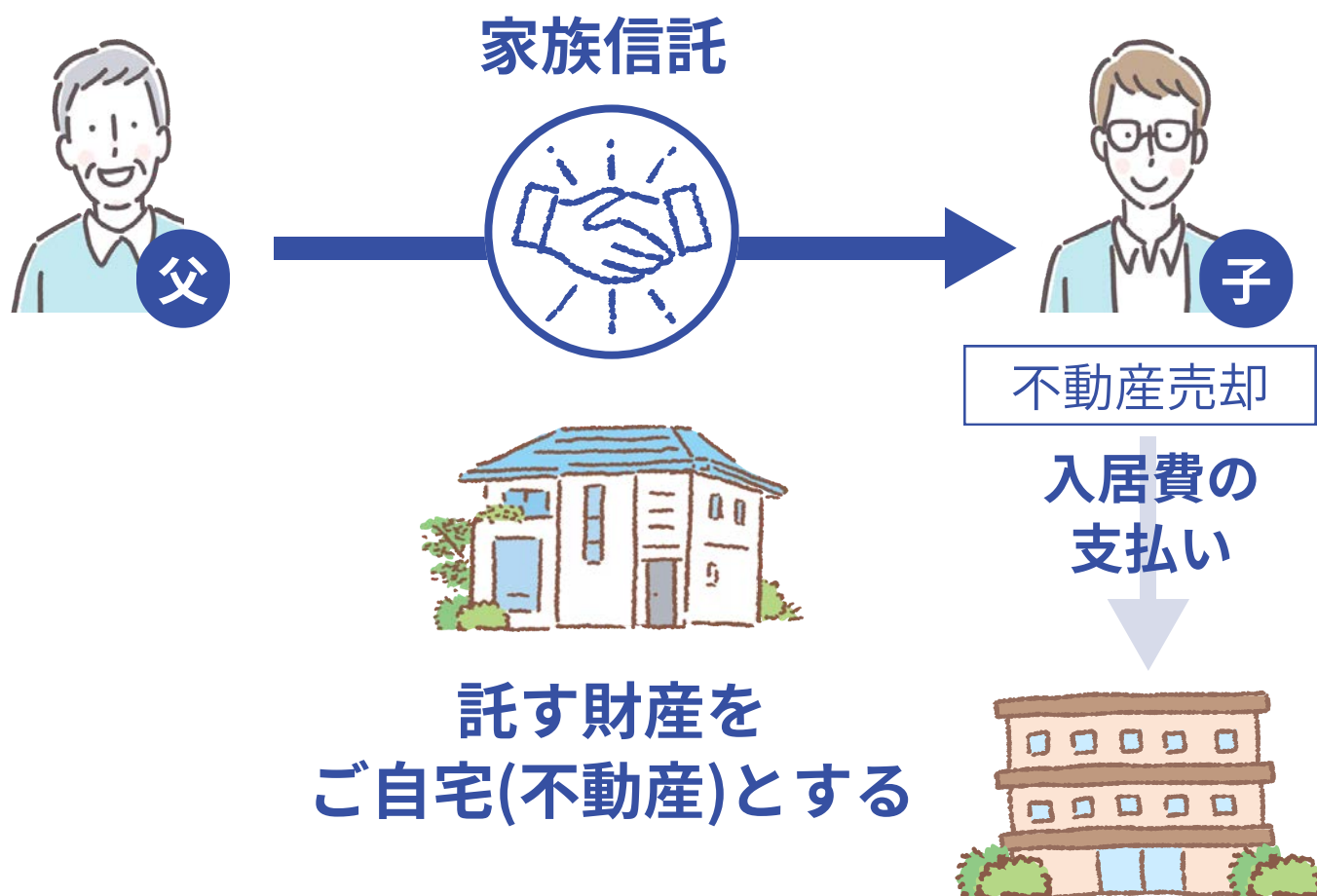
今回のお困りポイント

▶ 父の認知機能に心配がある

判断能力を喪失すると売買契約が締結できなくなる可能性

**子が介護費用を
負担しないといけないかもしれない**

家族信託をすることで 将来の不動産売却に備える



..... ご提案のポイント

- ☒ お父様が認知症などで判断能力を喪失した際、
ご自宅の売却ができなくなることを防ぐ

不動産を信託財産とした家族信託契約を行うことで、
受託者（子）が代わりに 自宅の売却・介護施設入居費用の
支払いや管理などができるようになります。

「もし、何も対策しなかったら」

どんなことが起きるの？

認知症により判断能力を失うと、

お金を動かせなくなります。

また、その場合は成年後見制度を

使わざるを得なくなります。

資産凍結による4つの「できない」



預金が引き出せない



不動産が売却できない



有価証券の売却
ができない

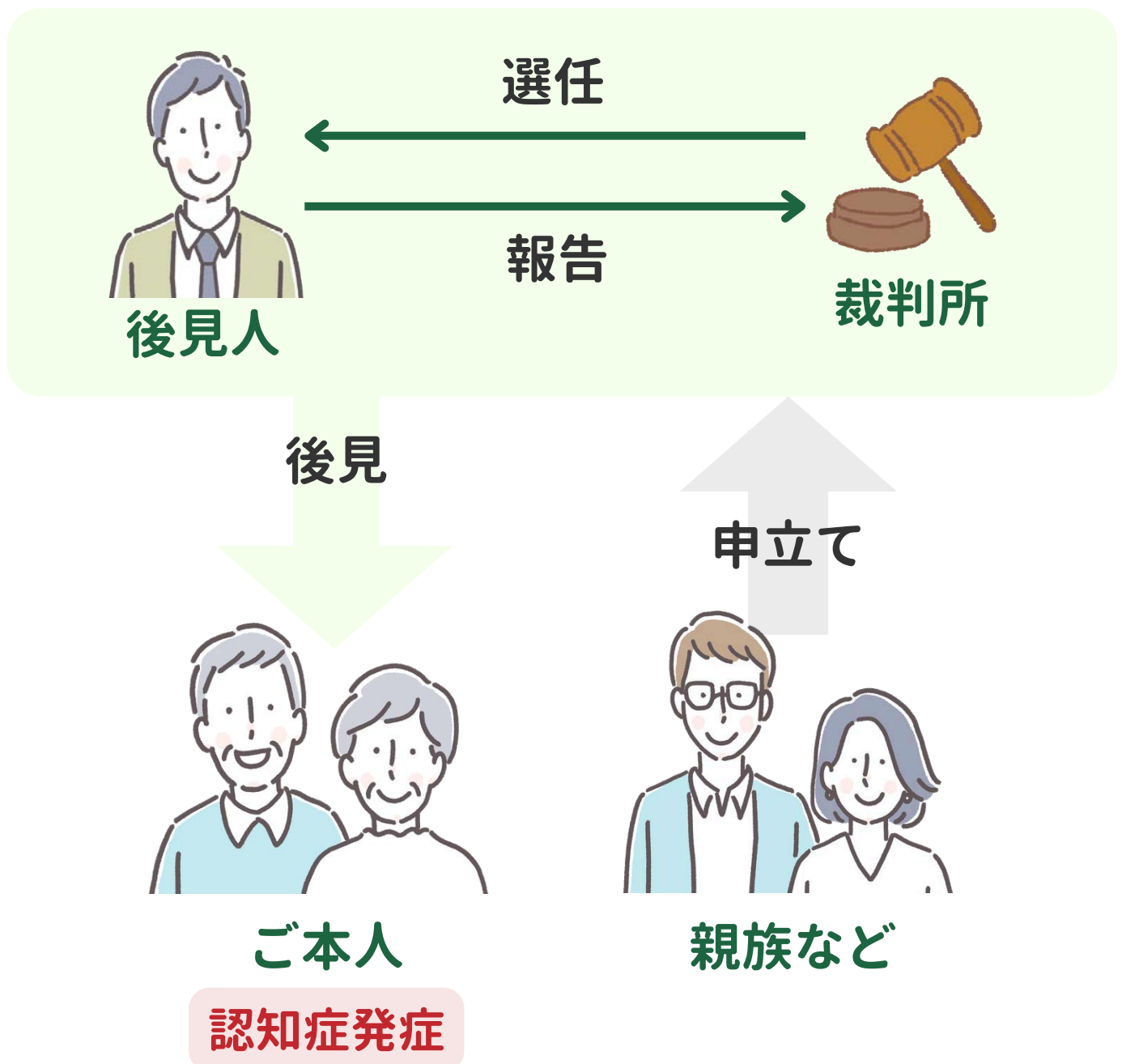


相続対策ができない

家族信託と比較される

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で
判断能力が低下した人をサポートする制度です。

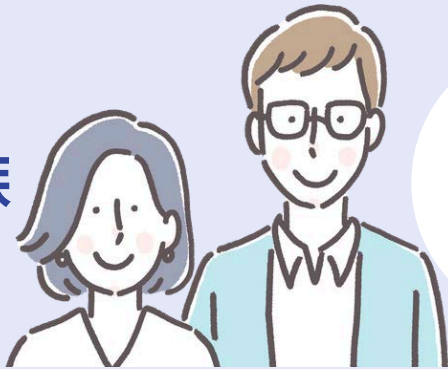


家族信託と成年後見制度 どんな違いがあるの？

家族信託

家族や親族が受託者として
財産の管理・運用・処分を
行うもの

主に
ご家族



財産
管理

自分たちの
判断で可能



自宅
の処分

元気な
うちに



時期

成年後見制度

判断能力が低下した人の
財産を裁判所が選任した
後見人が管理

第三者が
選任される
可能性がある



裁判所の
許可が必要



認知能力が
低下して
開始



何に、どのくらいかかる？



家族信託にかかる費用

家族信託でまとまった金額が必要になるのは初期費用です。

初期費用の内訳は以下の4つです。

家族信託の手続きに関する
コンサルティング費用
信託財産の
1.1 %程度

家族信託の
契約書作成費用
(弁護士)
6万円程度~
※別途お見積りが必要



不動産を信託した場合

不動産の信託登記のための **登録免許税**

土地の場合

固定資産税
評価額の **0.3 %**

建物の場合

固定資産税
評価額の **0.4 %**

※不動産の名義変更費用として、司法書士への報酬（6万円程度~）がかかります



公正証書化する場合

家族信託契約書を
公正証書化する場合

3 ~ 8 万円程度

家族信託の手続きに関する コンサルティング費用

目
安

信託財産の **1.1** %程度

家族信託を組成するためのサポート費用です。
託される財産の合計額で計算します。

01 信託内容の検討

1～2週間

ご家族のご状況、財産概要などを**詳細にヒアリング**の上、
皆さまがご納得いただけるプランを検討し、ご提案します。

02 調査・書類の収集

1ヶ月程度

各種手続きを進めるために、**信託財産の調査**や、
必要な書類の収集を行います。

公証役場・金融機関とも連携し、
運用を開始するための作業を進めます。

03 各種手続きの実行支援

2～3週間

信託財産を管理する**信託口座の開設**など、「家族信託」の
運用を開始するための手続きを全面的にサポートいたします。

契約書作成費用（弁護士）

目安

6万円程度～ ※別途お見積もりが必要

家族信託契約書は

「大切な財産を、ご本人の望む形で、
ご家族に託して管理・運用・継承」

していくためのルールを定めた契約書です。

将来起こりうる様々な事態を想定した上で、
契約書を作成する必要があります。

契約書作成にあたって決めること（例）

01 ライフプラン



02 契約当事者



03 家族信託する財産



04 終了時の帰属先



登記費用（司法書士）

目安

6万円程度～ ※別途お見積もりが必要

信託登記とは、委託者から受託者へ不動産を信託するという事実を公示することです。



委託者



受託者

司法書士による信託の登記手続きなどが必要になります。

不動産の信託登記のための 登録免許税

目安

固定資産税評価額の **0.3～0.4%**

不動産の登記手続きを行う際に**国に納める税金**

／不動産の固定資産税評価額を使って計算／

土地



固定資産税
評価額の **0.3%**

建物



固定資産税
評価額の **0.4%**

家族信託契約書を 公正証書化する費用（公証人）

目安

3 ~ 8 万円程度 ※別途お見積もりが必要

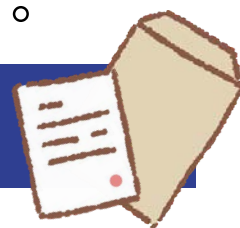
公正証書とは？

契約書を公証人という法律の専門家が確認。

「確かに当事者が、その意思に基づいて作成しました」
という証明をした書類です。

家族信託契約書を
公正役場にて公正証書にする場合にかかる費用です。
信託契約書に記載された
信託財産の総額や契約内容によって変動します。

公正証書を作成する理由



理由01

本人の意思を公証人が確認するので、**後からトラブルになりにくい**

理由02

信託口座を開設する**銀行が公正証書の提出を求める場合**がある

家族信託と成年後見制度 価格比較

	家族信託	成年後見制度
初期費用	1 約 30～60 万円 ※一般的な家庭で 現金を信託した場合	約 20 万円
継続費用	月額 2,728 円 (税込) ※当社による アフターサポート費用	2 月額 約 2～6 万円

1

家族信託は、初期費用で
まとまったお金が必要

2

成年後見制度は、
継続費用を考慮すると
高額になる場合も。

それぞれの制度を比較して
ご家族に合った制度を活用することが
大切です

家族信託の「おやとこ」

おやとこは、家族信託の契約件数No.1*のサービスです。
ご家族に最適な財産管理・相続対策を
家族信託の専門家がご提案します。

家族信託の契約件数 No.1※

ご家族の大切な財産を守るため
経験豊富な専門家が親身に寄り
添います。

※2023年11月期調査（同年11月3日～11月21日実施）
に続き3年連続
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構



全国14拠点で対応可能

東京、仙台、大阪、福岡、静岡
名古屋、横浜、水戸、札幌、
富山、広島、高松、長崎、熊本
全国各地の拠点からサポート。



※2026年3月現在の情報に
基づいています。今後も事
業拡大に伴い、支店の開設
を予定しております。

日本初・家族信託専用アプリ

家族信託で財産を託された人（子）に
課せられる信託事務をサポート！
家族信託を簡単・安全に運用できます



実際におやとこをご利用された ～お客様の声～

Voice

ご両親の財産管理を検討する中で、
おやとこを選ばれた笠原様。
家族信託との出会いや利用した後の感想など、
インタビューさせていただきました。

家族信託を
結んで良かった



笠原様

母の物忘れが多くなり、不安を抱えていました。

① 家族信託と出会うきっかけ・・・

母の認知症が進行しつつあったため、「万が一意思疎通ができなくなったときに、親のお金の面倒はどうしよう」と漠然とした不安を抱えていました。家族信託を利用すれば、親の意識がまだはっきりしている段階で契約を結べて、**親も自分たちも安心**して資産を守ることができると思いました。

② 家族信託をしてみて・・・

やはり家族信託を結んでおいて良かったなと思います。自分が財産を管理していた方が親のためにもなりますし、親を支えてくださっている方にも迷惑をかけずに済み、**みんなが安心して過ごせる**気がしますね。

③ おやとこについて・・・

家族信託を進めていく上で一切不安や不信感などは抱けなかったですね。本当に**圧倒的な信頼感がある**ので、家族信託に興味があったり、検討している方はぜひ、おやとこをおすすめしたいですね。

実際におやとこをご利用された ～お客様の声～

Voice

圧倒的な安心感
とスピード

HPの分かりやすさや圧倒的な安心感から、おやとこを選ばれた井澤様。おやとこの出会いや実際にご利用された感想など、インタビューさせていただきました。



井澤様（仮名）

井澤様一家（仮名）の事例

01 最初のご相談のきっかけ・・・

叔母の施設入居手続きを任されたことがきっかけです。万が一の際の財産管理について、地域包括センターから後見制度を勧められましたが、**福祉事業の経験から後見制度に抵抗**を感じていました。そこで、他に方法はないかネットで調べたところ、おやとこのサイトを見つけ、資料請求を行いました。

02 おやとこを選んだ決め手について・・・

電話をした際に、井出さん（弊社コンサルタント）に対応していただいたのですが、しっかり意見を言ってくくださる方で、「**この人に任せれば安心だ**」と感じ、おやとこで家族信託を行うことに決めました。

03 おやとこについて・・・

おやとこアプリ、本当に分かりやすくて便利です。アプリだけではなく、アプリの説明書など、いただく資料が**全体的に分かりやすい**んですね。おやとこさんのHPに関しても、簡潔に情報がまとめられていて、率直に「わかりやすいな」という印象を受けました。



無料 相談 のご案内

＼ ご家族も一緒に参加できます！ ／

開催場所 オンラインまたはご来社

ご来社の場合、東京本社/大阪支店/福岡支店からお選びいただけます。

目安時間

30分～1時間

親御様の認知症
対策を考えたい

家族信託について
説明してほしい

最適な対策が
知りたい

無料相談会のご予約はこちら

 **0120-214-097**

通話料無料 相談だけでもOKです！

HPからのご予約は
こちらをクリック



よくある質問

Q

家族信託の相談は無料ですか？

A

はい、**無料**です。

ご相談者様やご家族の状況をお聞きした上で、家族信託が必要な状況か、どのような家族信託にするのが最適か、費用がいくらかかるかなど、アドバイスやご説明をさせていただきます。

Q

土日や夜間の相談も可能ですか？

A

平日や日中はお仕事などでご多忙な方にも無料相談をご活用いただけるように、**夜間や土日のご相談**も承っております。

Q

全国どこでも対応可能ですか？

A

おやとこは**全国どこでもご対応**します。
東京本社以外にも、仙台・大阪・福岡など全国各地に拠点がございます。

よくある質問

Q

認知症になるリスクってどれくらいですか？

A

厚生労働省認知症患者数は2040年に約584万人、MCI（軽度認知障害）を含めると約1197万人に増加すると見込まれ、誰もが関わりうる身近なリスクとして知られています。認知症が進行すると家族信託はできないため、早めの対策が必要です。

※ 厚生労働省 | 認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計（2024年）

Q

家族信託はいつ始めるべきでしょうか？

A

家族信託は親御さまが**完全に認知症になられた後ではできません**。①親御さまが後期高齢者になった ②認知症が心配になった ③相続について検討を始めた時に家族信託を検討される方が多いです。

Q

家族信託は最短どのくらいで締結できますか？

A

お急ぎの場合は、**最短2週間**でお手続き完了ができるケースもあります。ご状況に応じて迅速にご対応致します。

よくある質問

Q

財産管理を託せる人（受託者）がいません

A

子どもがいない、家族と疎遠、家族が海外にいるなど、家族信託をしたくてもできない方は多くいらっしゃいます。そのような方を**家族に代わって支援する「おひさぽ」**というサービスもございます。詳細は弊社までお問い合わせください。

Q

**親の物忘れが多くなってきました。
この状況で家族信託はできますか？**

A

親御様ご本人が、**名前・生年月日・住所を口述し、契約の趣旨がしっかりとご理解いただける状態**であれば、家族信託できるケースもあります。家族信託の可否の判断は非常に難しいポイントになります。その点も含め、弊社専門家にお気軽にご相談ください。

よくある質問

Q

親が介護施設(病院)から出られないのですが、
家族信託は可能ですか？

A

可能です。手続きに関与する弊社専門家や公証人は介護施設や病院にお伺いすることができますので、施設内で手続きを進めることが可能です。
親御様が介護施設や病院にいらっしゃる状態で家族信託を行うことは、珍しくありません。

Q

親に家族信託や認知症についてなかなか
話を切り出せないのですが...

A

親御様へのご相談がまだの方や、家族信託を行うかまだ決まっていない方でも無料相談をお受けしております。まずは家族信託がご家庭にとって最適な方法か調べた上で、必要であれば**弊社の専門家が親御様への説明にも同席致します。**

超高齢社会の課題を解決し 「ずっと安心」の世界をつくる



プロフィール

立教大学法学部卒。2007年司法書士試験合格。
2012年司法書士法人を設立し、
国内トップクラスの家族信託の実績を有する士業グループに
成長させる。
2020年に当社を創業し、高齢社会の課題を解決する事業を
展開する。

ご挨拶

超高齢社会の中で大きな課題となっている資産凍結の問題や、
今後さらに増えていくであろう、おひとりさま高齢者の課題など…
私たちはそういった状況に直面する方々の不安を解決するため、
新しいサービスを生み出し続けていきます。



株式会社こころのカンパニー
代表取締役社長CEO

磨 和寛

みがき かずひろ



企業概要

所在地

■ 東京本社	〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目1番7号 東大手ビル2階
■ 福岡支店	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2丁目9-34 アクシブ天神ビル7F
■ 大阪支店	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町8-1 梅田辰巳ビル7階
■ 仙台支店	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-2-11 TKビル7階
■ 静岡支店	〒420-0859 静岡県静岡市葵区栄町4-8 スルガ栄町ビル503
■ 水戸支店	〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビルディング1階
■ 愛知支店	〒450-0002 愛知県名古屋市中区栄4-12-26 栄CDビル6階
■ 横浜支店	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-1-8 エキニア横浜5階 HamaPort内
■ 札幌支店	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西4-1-7MMS札幌駅前ビル1階
■ 富山支店	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング本館2F
■ 広島支店	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-3 IT大手町ビル6F
■ 高松支店	〒760-0008 香川県高松市中野町29-5 高松プラザビル3F・4F
■ 長崎支店	〒850-0035 長崎県長崎市元船町9-18 長崎BizPORT 2F
■ 熊本支店	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-26 SPring1熊本城前ビル 1F・2F

提携先 金融機関

野村證券・横浜銀行・福岡銀行・常陽銀行等
計54社（2026年2月時点）